

事 務 連 絡  
令和 2 年 9 月 24 日

各務原市内の介護保険サービス事業所  
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の  
取扱いについて（周知）

日頃より市行政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件について、厚生労働省から事務連絡がありましたので、周知いたします。

介護サービス事業所等における介護の提供に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」等の規定に基づき、当該事業所の従業者によって行われなければならないこととされています。

しかし、盲ろう者が介護サービスを利用する場合、介護の提供に当たり、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となります。このことから、厚生労働省において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者（以下「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えないことと整理されましたので、下記留意点をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

介護保険最新情報 Vol.874

介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて

2 留意点等

- ・実際に盲ろう者に対し介護サービスを提供する場合については、事業所と支援者の間で互いに十分に連携をとること
- ・支援者の直接支援が常態化するなど事業所の介護の提供を代替するようなことはあってはならないこと

### 3 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかわり、適切な感染防止対策が実施されている場合には、支援者が当該事業所を訪問することについて、不当に制限することはあってはならないこと

| 各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 |  |    |    |
|---------------------|--|----|----|
| 係長                  | 大丸   | 担当 | 山村 |
| TEL                 | 058-383-2067（直通）   |    |    |
| FAX                 | 058-383-6365   |    |    |
| MAIL                | <a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a> |    |    |